

## 小・中学校体育施設利用について

### 【団体登録の資格】

小・中学校体育施設を使用する場合は、登録された団体のみとなっておりますので、年1度の登録が必要となります。(年度途中の登録はできません)

登録できる団体の条件は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 市民で構成された10人以上のスポーツ・レクリエーション団体又は社会教育団体であること。
- ② 成人を代表者とした団体であること。
- ③ 営利目的の団体でないこと。
- ④ 開放施設の鍵の管理、校門等の開け閉め、並びに開放使用中の安全管理等、自ら責任を持って行うことができる団体であること。
- ⑤ 学校体育施設開放事業実施要綱に適合する団体

### 【登録の申請及び許可】

登録の申請は、4月1日から4月15日の間に市民総合体育館事務所で受け付けます。その後、市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会の意見を聞いた上、登録の認否を決定します。

登録の認否に関しては、5月中旬に登録団体代表者宛、通知いたします。

登録の許可を受けた団体の責任者には、「学校体育施設開放登録団体承認証」を発行いたします。開放使用時には、この承認証を必ず携帯してください。

登録団体からは、登録申請時に、「学校開放使用団体管理責任者」を1名選出していただいております。

管理責任者は、開放使用中の会員の安全管理や、開放施設の鍵の管理並びに、施設の鍵の施錠・開錠など、責任を持って行っていただくこととなります。

注意)・小学校運動場については、原則として、その校区に居住する市民で構成された団体に限ります。複数校区の市民で構成された団体につきましては、活動拠点となる開放校を1校選択の上、申請してください。  
・学校によっては、建物構造上の問題等で活動できない種目があります。

詳しくは、5ページ以降をご参照ください。

### 【登録有効期間】

登録の有効期間は、登録年の7月1日から翌年の6月末日までとなりますので、4月の登録後すぐには使用できません。

また、登録だけでは使用できることにはなりませんので、次ページ下段以降の【運動場の使用申請】及び、【体育館の使用申請】をご参照ください。

今回の登録で使用できるのは、7月からとなります。
--------------------------

### 【開放施設】

現在、開放している学校は次のとおりです。

運動場	藤井寺小学校・藤井寺南小学校・藤井寺西小学校・藤井寺北小学校 道明寺小学校・道明寺南小学校・道明寺東小学校 藤井寺中学校・道明寺中学校・第三中学校
体育館	藤井寺小学校・藤井寺南小学校・藤井寺西小学校・藤井寺北小学校 道明寺小学校・道明寺南小学校・道明寺東小学校 藤井寺中学校・道明寺中学校・第三中学校

また、開放時間は、次のとおりです。

曜日等	運動場	体育館
月曜日～金曜日		午後7時から午後9時まで
土曜日 日曜日・祝祭日	午前8時から午前11時まで 午前11時から午後2時まで 午後2時から午後5時まで	午前9時から正午まで 午後2時から午後5時まで 午後7時から午後9時まで

### 【開放期間】

開放期間は、次のとおりです。

第1期： 4月1日～ 6月30日

第2期： 7月1日～ 9月30日

第3期： 10月1日～ 12月27日

第4期： 1月5日～ 3月31日

### 【運動場の使用申請】

運動場の使用申請方法は、各校登録団体の管理責任者の中などから選出された「学校開放校区代表者」がおられますので、この校区代表者に、使用の申し出をし、校区代表者が日程の調整をいたします。

申し出終了後、校区代表者が作成した「運動場使用許可申請書」を学校体育施設開放事業運営委員会で審査を行ったうえ、校区代表者を通じて連絡していただきます。

#### 【体育館の使用申請】

体育館の使用申請方法は、申請書を下記受付場所まで直接ご持参ください。万が一FAXにて送付いただく場合は、必ず下記連絡先まで、受信確認の連絡をお願いいたします。郵送の場合は、確認の連絡をお願いいたします。また、申請用紙は、申請日までに郵送にて送付いたします。なお、原則下記申請期間内に申請がない場合は、使用されないものとみなしますが、やむを得ない事情により、申請できない場合は、同期間内に下記連絡先までご連絡くださいますようお願いいたします。

4月	～	6月分	⇒	3月1日から	3月10日頃までに申請
7月	～	9月分	⇒	6月1日から	6月10日頃までに申請
10月	～	12月分	⇒	9月1日から	9月10日頃までに申請
1月	～	3月分	⇒	12月1日から	12月10日頃までに申請

〔上記の各申請期間のうち、火曜日は申請できません〕

受付場所及び連絡先

〒583-0008 藤井寺市大井1丁目2-20

藤井寺市教育委員会教育部スポーツ振興課（市民総合体育館内）

TEL：072-939-1141 FAX：072-939-9996

e-mail：sports@city.fujiidera.lg.jp

申請受付後、運営委員会により使用許可の審査を行ったうえ、各団体に許可書を送付いたします。

#### 【施設の使用法および注意事項】（運動場・体育館共通）

- ①施設の開錠・施錠は、各団体の責任において行ってください。
- ②準備・後片付けも使用団体で行ってください。**特に運動場は、学校の体育の授業等に支障をきたさないよう整地をお願いします。**
- ③器物を破損した場合や事故発生時、緊急の事態が起きた場合は下記のとおり市民総合体育館事務所まで連絡してください。なお、施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただきます。また、都合により使用しなくなった場合も連絡してください。

**TEL：072-939-1141（ただし火曜日は除きます。）**

- ④使用中発生した事故については、教育委員会はその責任を負いません。事故等に備えて、各種保険に加入しておくことを推奨します。

⑥ 使用する器具のうち、バスケットゴール・バレーボール支柱・バレーボールネット等は、学校及び開放用備品を使用できますが、その他の備品やボールやラケット等のご自身で用意し、施設のものは使用しないでください。

⑥ スポットバズーカー（エアコン）の利用は、6月～10月です。熱中症対策として許可していますので、この期間以外は、利用できません。

上記に掲げた、施設の使用方法以外に、使用団体に対して、「藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業使用者遵守事項」というものを設けております。

この遵守事項を熟読のうえ、適切に使用していただく必要があります。

【新規に登録の許可を受けられた団体は・・・】

登録の許可を受けられた新規の団体の代表者に対しては、適宜、使用申請方法及び、施設の使用に関してご説明させていただきたく、ご連絡させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

## 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業使用者遵守事項

### 【体育館・運動場共通】

#### 利用資格・範囲

利用できるのは、事前に教育委員会から承認を受けた団体に限る。  
利用日時・場所・内容は、承認された範囲内とする。承認を受けていない種目・目的での利用はできません。(転貸しないこと)

#### 管理責任者

使用団体の管理責任者は使用許可時間中、当該団体の指導監督に当たること。  
特に、幼児・児童の行動に注意し、安全に努めること。

#### 防犯・安全管理

入退校は原則として集団行動をとることとし、施設使用中は校門(入り口)を施錠するなどして、防犯・安全を心がけること。

施設の使用中に出入りする場合は、校門付近で管理責任者や成人の者を立たせておく(もしくは、責任者に連絡がつくような体制を各団体で徹底する)など、安全管理を行うこと。

#### 利用中の注意・禁止事項

許可された施設以外に立ち入らないこと。

学校敷地内は、全面禁煙とする。校内での火気の使用及び危険物を持ち込まないこと。

校内での飲酒や酒気を帯びての使用は禁止する。

学校周辺への路上駐車はもとより、地域住民に迷惑をかけるような行為及び開放使用中の不必要な音声や音楽の使用は禁止する。

学校の電話(インターホン)の使用及び取次ぎは禁止する。

自動車の乗り入れは必要最小限度とする。自転車及び単車は、整然に駐輪すること。

#### \* 体育館のみ \*

運動用具(体育館シューズ・ボール)などは各自持参し、学校(体育館)備品(許可されているものを除く)及び教職員・生徒の靴など使用しないこと。

体育館内での飲食は禁止とする。\* 水分補給は除く(フタつき容器を推奨)

#### \* 運動場のみ \*

雨天などで、グラウンドが軟弱な場合は、使用しないこと。

また、運動場にタイヤの跡などが残っていることがないよう留意し、使用後は、必ず整備し、原状に復しておくこと。

### **利用時間・後片付け**

許可された使用時間(準備、後片付け及び清掃時間含む。)を厳守すること。

トイレ、手足洗い場の使用に当たっては、清潔の保持と美化に努めること。

使用後の後片付け及び施設の清掃を徹底し、ごみは、学校に残すことなく各自で持ち帰ること。

### **事故・けがへの対応**

使用時における傷害や疾病については当該団体の責任において処理すること。

### **破損等**

施設、設備を破損又は汚損した場合は、直ちに教育委員会に報告のうえ、原状に復すか、弁償すること。

### **その他**

台風による警報発令中及び発令、熱中症警戒アラートの発表が予想される場合は施設の使用を控えること。

そのほか、教育委員会の指示に従うこと。

この「使用者遵守事項」に違反した場合は、学校開放施設の使用を停止、又は禁止します。また、改善が認められない場合は、団体登録の承認を取り消す措置をとります。

学校開放使用団体管理責任者の役割について

学校開放使用団体管理責任者は、次に掲げる業務を行ってください。

- (1) 開放施設の鍵の管理、及び使用時における施設の施錠・開錠を行ってください。
- (2) 開放使用中は、団体全員に使用者遵守事項を守らせるとともに、許可条件の徹底と安全管理に留意してください。
- (3) 使用後の後片付けや、ゴミ清掃を使用者全員に徹底させ、電気設備の消灯、戸締りの再確認をし、翌日の学校運営に支障が出ることのないよう留意してください。
- (4) 体育館は、機械警備装置が設置されています。  
使用前には、手順に従って警備を解除し、使用後は必ず機械警備を作動させてください。  
※この装置の解除や作動を怠ったり、または間違った手順でしてしまいますと、警備会社職員が現地に急行するとともに、学校関係者（学校長等）に連絡が入り、多大な迷惑をかけることとなります。
- (5) 学校の諸事情等により、急きょ使用が中止になることも想定されますので、教育委員会（スポーツ振興課）と常に相互連絡が取ることができるよう努めてください。

連絡先	教育委員会事務局教育部スポーツ振興課 (市民総合体育館内) TEL : 072-939-1141 MAIL: sports@city.fujiiidera.lg.jp
-----	--

- (6) 体育館入り口の鍵や、警備用キーを破損してしまったり、紛失や盗難被害にあってしまった時は、すみやかに関係機関に連絡してください。
- (7) スポットバズーカー（エアコン）の利用は、6月～10月です。熱中症対策として利用を許可していますので、この期間以外は利用できません。
- (8) その他、教育委員会が必要と認める事項に従ってください。

上記の項目全て重要な事項です。

みなさんは、学校という教育施設を用いてスポーツ活動等を行いますので、普段の学校活動に支障が出ないようにしていただきますようよろしくお願いいたします。

<p>学校体育施設の開放事業を存続していくためには、関係者全員が、それぞれの責任を自覚し、互いに協力して行う、いわば信頼関係で成立する事業であります。</p>
---

学校開放使用団体管理責任者の役割について

学校開放使用団体管理責任者は、次に掲げる業務を行ってください。

- (1) 運動場の使用にかかる日程の調整を、<sup>注1)</sup> 校区代表者とともに行ってください。
- (2) 開放施設の鍵の管理、及び使用時における施設の施錠・開錠を行ってください。
- (3) 開放使用中は、団体全員に使用者遵守事項を守らせるとともに、許可条件の徹底と安全管理に留意してください。
- (4) 使用後の後片付けや、グラウンド整備、並びにゴミ清掃を使用者全員に徹底させるとともに、翌日の学校運営に支障が出ることはないよう留意してください。
- (5) 急な連絡に備えて、教育委員会（スポーツ振興課）と常に相互連絡が取ることができるように努めてください。

連絡先 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課  
 （市民総合体育館内）  
 TEL：072-939-1141  
 MAIL:sports@city.fujiidera.lg.jp

- (6) その他、教育委員会が必要と認める事項に従ってください。

上記の項目全て重要な事項です。

みなさんは、学校という教育施設を用いてスポーツ活動等を行いますので、普段の学校活動に支障が出ないようにしていただきますようよろしくお願いいたします。

学校体育施設の開放事業を存続していくためには、関係者全員が、それぞれの責任を自覚し、互いに協力して行う、いわば信頼関係で成立する事業です。

注1) 校区代表者とは、開放日程の調整や、開放事業全体にかかる連絡事項などを取り仕切る役割を果たしていただく方で、それぞれの開放校に1名いらっしゃいます。